HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学農学部技術部内規
Citation	北海道大学農学部技術部研究・技術報告, 5, 29-30
Issue Date	1998-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35358
Type	departmental bulletin paper
File Information	5_p29-30.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北海道大学農学部技術部運営委員会要項

平成７年１月１９日
技術部長裁定

（設置）

第１条　北海道大学農学部技術部（以下「技術部」という。）の運営等に関する必要な事項を審議するため、北海道大学農学部技術部組織内規（平成３年４月１日制定）第１２条の規定に基づき、北海道大学農学部技術部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第２条　運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

１　技術部の予算に関する事項
２　技術部に関する諸規則に関する事項
３　技術部の研修に関する事項
４　技術部の研究・技術報告に関する事項
５　その他技術部の運営に関する事項

（組織）

第３条　運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

１　技術部長
２　技術長
３　技術班長
４　専任技術専門職員
５　その他運営委員会が必要と認めた者

第４条　運営委員会に、研修計画の立案並びに研究・技術報告集及び広報の発行等に関する事項を検討調整するため、実行委員会を置く。

（雑則）

第５条　この要項に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は別に定める。

（庶務）

第６条　運営委員会の庶務は、技術部において処理する。

附　則

この要項は、平成７年４月１日から実施する。

北海道大学農学部技術部実行委員会申合わせ

平成７年１月１９日
技術部長裁定

（趣旨）

第１条　技術部長裁定第１条北海道大学農学部技術部運営委員会要項第４条の規定に基づき、実行委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（検討調整事項）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について検討調整を行う。

１　技術部研修のための資料収集および企画立案
２　研究・技術報告の発行
３　技術部職員への広報
４　他学部等技術部との研究・技術交流
５　その他技術部の運営に関する事項

（組織）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

１　技術長
２　技術班長及び専任技術専門職員のうちから選出された２名
３　共同利用班から選出された２名、植物管理班及び家畜飼養班から選出された各１名の計４名
４　その他委員会が必要と認めた者

（任期）

第４条　前条第２号及び３号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、各々技術長をもって充てる。

１　委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
２　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

（委員以外の者の出席）

第６条　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その者から説明または意見を聴くことができる。

附　則

この申合わせは、平成７年４月１日から実施する。
この申合わせは、平成８年４月１日から実施する。